

山口県報

平成24年
4月3日
(火曜日)

目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)	一
公告	二
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	二
教委告示	三
山口県指定有形文化財の指定	三
山口県指定有形文化財の追加指定	三



山口県告示第百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年四月三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
宇部市小野土地改良区	平成二四、三、二六
周東高森土地改良区	” ” ”

山口県告示第百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

平成二十四年四月三日

山口県知事 二井 関成

- 土地改良区の名称
周東高森土地改良区
 - 管理規程により管理を行う施設
松崎堰
 - 管理規程の概要
 - 貯水、放流又は取水に関する事項
 - かんがい期間(毎年五月三十一日から九月三十日まで)における用水の取水量は、一日につき二万三千六十九立方メートル以下とする。
 - 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により一門ずつ行うものとする。
 - 堰の操作員は、堰の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。
 - 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。
 - 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
 - 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。
 - 洪水時であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。
- 認可年月日
平成二十四年三月二十六日



(一〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年四月三日から同年八月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン長門

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ

住所 広島市西区商工センター二丁目一五番一

代表者の氏名 木村 祭氏

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

代表者の氏名 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の収容台数	七四八台	四五〇台

四 届出年月日

平成二十四年三月十五日

五 変更年月日

平成二十四年十一月十六日

(一〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十三年十一月二十二日山口県公告(三四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年四月三日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス清未店

所在地 下関市清未千房二丁目五二の四

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(一〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十一月二十二日山口県公告(三四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年四月三日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 吉南ショッピングセンター

所在地 山口市小郡上郷一五八〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、

次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十四年四月三日

山口県教育委員会

旧吉川家岩国事務所	名	称	員数	所在の場所	所有者
三棟				岩国市横山二丁目七番三号	岩国市

山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、山口県指定有形文化財観察院五輪塔（平成二十三年山口県教育委員会告示第五号）に、次の有形文化財を追加して指定する。

平成二十四年四月三日

山口県教育委員会

付 自然石板碑	名	称	員数	所在の場所	所有者
一基				下関市富任町八丁目四一九	宗教法人観察院

平成二十四年四月三日発行

発行所

山口県知事